

特定建設作業実施届出書

年 月 日

(宛先) 弥富市長

住所
届出者 郵便番号
氏 名
(名称及び代表者氏名)
電 話 () 番

騒音規制法第14条第1項(第2項)
特定建設作業を実施するので、振動規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。
県民の生活環境の保全等に関する条例第46条第1項(第2項)

建設工事の名称 建設工事の目的に係る施設又は 工作物の種類										
特定建設作業の種類 (該当する作業の番号に○をつける)	騒音関係	(法)	1	2	3	4	5	6	7	8
		(条例)	1	2	3	4	5	6	7	8 9 10
	振動関係	(法)	1	2	3	4	(条例) 1 2 3 4			
特定建設作業に使用される騒音 規制法、振動規制法又は県民の 生活環境の保全等に関する条例 に規定する機械の名称、型式及 び仕様	騒音関係									
	振動関係									
特定建設作業の場所										
特定建設作業の実施の期間	年 月 日から 日間									
	年 月 日まで									
特定建設作業の開始及び 終了の時刻	作業開始	作業終了			作業日			実働時間		
	時から	時まで						時間		
騒音又は振動の防止の方法										
発注者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代 表者の氏名	電話番号 ()									
届出者の現場責任者の氏名及び 連絡場所	電話番号 ()									
下請負人が特定建設作業を実施 する場合は、当該下請負人の氏 名又は名称及び住所並びに法人 にあっては、その代表者の氏名	電話番号 ()									
下請負人が特定建設作業を実施 する場合は、当該下請負人の現 場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号 ()									
※ 受 理 年 月 日	年 月 日									
※ 審 査 結 果										

備考 1 この届出書は、騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2又は県民の生活環境の保全に関する条例施行規則別表第19若しくは別表第20に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
2 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2又は県民の生活環境の保全に関する条例施行規則別表第19若しくは別表第20に掲げる作業の種類を記載すること。
3 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
4 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄に記載に当たっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめること。
5 ※印の欄には、記載しないこと。
6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
7 付近見取図、工程表を添付すること。
8 届出は7日前までに行うこと。

2 部提出

特定建設作業実施届出書（例）

令和3年 4月 1日

(宛先) 弥富市長

届出者 住所
郵便番号
氏 名
(名称及び代表者氏名)
電 話 () 番

騒音規制法第14条第1項(第2項)
特定建設作業を実施するので、振動規制法第14条第1項(第2項)の
県民の生活環境の保全等に関する条例第46条第1項(第2項)

作業開始の7日前までの届出であること

建設工事の名称	〇×ビル建設工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類				
特定建設作業の種類 (該)	騒音関係	(法) 1 2 ③ 4 5 ⑥ 7 8 (条例) 1 2 3 4 5 6 ⑦ 8 9 10		
特定建設作業の種類 (該)	関係	(法) 1 2 3 4 (条例) 1 2 3 4		
	騒音関係	③さく岩機、⑥バックホウ 90㎾ ⑦生コン車		
特定建設作業の場所	弥富市〇〇町口丁目△番地			
特定建設作業の実施の期間	令和3年 4月9日から 41日間 令和3年 5月31日まで			
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	8時から	17時まで	日曜、祝日は除く	8時間
騒音又は振動の防止の方法				
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	電話番号 ()			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号 ()			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	電話番号 ()			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号 ()			
※ 受 理 年 月 日	年 月 日			
※ 審 査 結 果				

- 備考 1 この届出書は、騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2又は県民の生活環境の保全に関する条例施行規則別表第19若しくは別表第20に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
- 2 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2又は県民の生活環境の保全に関する条例施行規則別表第19若しくは別表第20に掲げる作業の種類を記載すること。
- 3 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
- 4 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄に記載に当たっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめること。
- 5 ※印の欄には、記載しないこと。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 7 付近見取図、工程表を添付すること。
- 8 届出は7日前までに行うこと。

付近見取図、工程表を忘れずに
届出は、必ず7日前までに